

長野県出資等外郭団体改革状況検証シート (公益・特別法人用)

1 団体の概要

団体名 (所在地)	財団法人 長野県暴力追放県民センター (長野市南長野幅下692-2)		代表者	安川 英昭
設立根拠	民法	設立年	平成3年	県所管部局 (課)
				警察本部(組織犯罪対策課)
〔設立の沿革〕		〔設立目的(寄付行為・定款上)〕		
平成3年、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律の制定に伴い、不当要求行為等に対して規制できることとなったことに加え、被害予防を資するための民間団体の活動を促進することになり、(財)長野県暴力追放県民センターが設立された。		県民の暴力追放意識の高揚を図るとともに、暴力追放活動を推進し、もって暴力のない安全で住み良い社会づくりに寄与することを目的とする。		
		〔具体的な事業内容〕		
		・広報啓発活動(県民大会の共同開催) ・協力支援事業(暴排資料の作成配布)		
		・暴力相談事業(常設、巡回相談) ・受託事業(不当要求防止のための責任者講習)		
		・暴力団からの離脱、社会復帰対策事業 ・暴力団監視情報収集事業		
		〔事業執行状況を示す主な指標〕		
		・責任者講習受講者 H15 = 26回1,280人 H16 = 31回1,553人 H17 = 71回2,950人		
		・暴力相談受理 H15 = 172件 H16 = 247件 H17 = 245件		
基本財産(円)	345,960,000円	うち県の出 捐額(円)	200,000,000円	県出捐 率(%)
				57.8%
		〔主な出捐者・出捐額(円)・出捐率(%)〕		
		・県市長会 12,000,000円 (3.5%)		
		・八十二銀行 8,000,000円 (2.3%)		

* 役職員数は各年度当初現在、平均年齢及び平均年収は平成18年度当初現在

役職員数	年 度		H15	H16	H17	H18	
	役員数	常 勤	うち県職員	1	1	1	1
うち県職員			0	0	0	0	
非 常 勤		うち県職員	22	22	21	21	
		うち県職員	8	8	8	8	
職員数	常 勤	うち県職員	2	2	2	2	
		うち県職員	0	0	0	0	
	非 常 勤	うち県職員	0	0	0	0	
		うち県職員	0	0	0	0	
県職員計(非常勤役員除く)			0	0	0	0	
役員平均年齢	65歳	役員平均年収(千円)	-	職員平均年齢	50.5歳	職員の平均年収(千円)	3,225千円

* 次表は17年度の状況で、()内は15年度

(単位:千円、%)

収 支 状 況	当期収入合計	28,554	(24,737)	県 費 受 入 状 況	補助金	12,461	(19,113)
	当期支出合計	28,456	(24,764)		事業費	7,758	(11,336)
	当期収支差額	98	(27)		運営費	4,703	(7,777)
	次期繰越額	1,215	(1,115)		交付金	0	(0)
財 務 ・ 資 産 関 係 指 標	自主事業比率	65.0	(89.1)	入 状 況	負担金	0	(0)
	公益事業比率	41.8	(50.7)		委託料	4,340	(1,430)
	収支比率	100.3	(99.9)		貸付金	0	(0)
	人件費比率	21.9	(31.7)		出捐金	0	(0)
	管理費比率	31.9	(41.9)		損失補償年 度末残高	0	(0)
	事業支出伸び率	99.7	(99.4)		人件費関係費 用(再掲)	6,245	(7,849)
	補助金等比率	56.6	(79.4)				

経営計画等の策定状況

民間(NPO含む)との競合状況

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき設立されている団体であり、県内に同様の団体はなし。

情報公開の取組状況

事業報告書及び収支計算書の公開(H14.4.1~)、インターネット・ホームページの開設(H14.5.1~)

2 団体の改革推進の状況

改革基本方針	県関与の廃止(県警の自己改革による暴力追放体制の強化、自発的な意思に基づく広範な民間運動の推進)	
改革実施プラン策定	-	(県からの補助金をH17年度から順次減額し、H19年度から廃止)

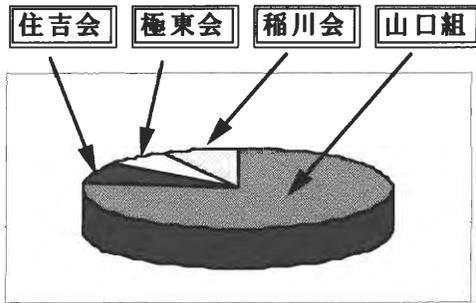
改革基本方針及び改革実施プランの概要		実 施 状 況	
実施年月		実施年月	
平成16年度	・暴追体制の強化 (県警の自己改革) (知事部局で担うべき業務があるか精査) (自発的意思に基づく広範な民間運動の推進)		
平成17年度	・賛助会員募集活動の推進 ・県補助金の減額(対前年2/3)	平成17年度	・暴追センター事業の精査と県警との費用負担の見直し (暴追県民大会の共同開催等) ・インターネットによる県民ネットワークを構築し、各種情報を提供 ・自治体、企業等への賛助会員拡大活動の推進
平成18年度	・賛助会員募集活動の推進 ・県補助金の減額(H16年度比1/3)	平成18年度	・自治体、企業等への賛助会員拡大活動の推進 (推進中)
平成19年度	・賛助会員募集活動の推進 ・県補助金の廃止	平成19年度	・自治体、企業等への賛助会員拡大活動の推進 ・暫定的にH18年度と同額の県補助金が予算措置

〔監査結果等〕
平成17年度の県監査委員会監査において、監査結果は「指摘事項なし」であったものの、次の意見が付された。 改革基本方針の実施状況 具体的な対応が遅れており、財源面での現実的な対応を進めていくことが必要。 賛助会員制度の普及 センターの存在や業務内容を県民に普及し、一般県民に対して協力依頼を行うべき。

〔団体の課題〕
新たな活動財源として、市町村、企業等に対する賛助会員拡大活動を行ってきたものの、県が補助金を廃止する一方で、市町村等に賛助会加入を求めることに理解が得られにくいとともに、個人・法人会員にとっては毎年の賛助金納付が大きな負担となるのが実情。こうした事情から、将来的に安定した活動財源を確保することが困難な状況にある。特に、最近、行政対象暴力事犯が増加傾向にあり、県関与が廃止された場合は、行政対象・企業対象暴力に対する情報提供等の協力支援が停滞することを始めとして、無料暴力相談所の開設において、県弁護士会への負担が過重となるなど、長野県の暴排活動に支障を生ずることが危惧される。

説明資料	(財)長野県暴力追放県民センター	長野県警察本部
<p>1 (財)長野県暴力追放県民センター(以下、『センター』と略記。)の概要 平成3年、「県民の暴力追放意識の高揚を図るとともに暴力追放活動を推進し、暴力のない安全で住みよい社会づくりに寄与すること」を目的として設立。「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(通称『暴対法』)」に基づき、長野県公安委員会指定の「長野県暴力追放運動推進センター」として、同法所定の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報啓発活動(県民大会の共同開催等)・ 協力支援事業(暴排資料の作成配布) ・ 暴力相談事業(常設、巡回相談) ・ 受託事業(不当要求防止のための責任者講習) ・ 暴力団からの離脱、社会復帰対策事業 ・ 暴力団監視情報収集事業 <p>を行っている。(詳細は、検証シートのとおり)</p> <p>2 改革基本方針の内容 平成16年の当初答申では「団体の廃止」、その後「県関与の廃止」として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県警の自己改革による暴力追放体制の強化 ・ 自発的な意思に基づく広範な民間運動の推進 <p>を課題とされ、県補助金の段階的廃止が方針とされている(詳細は、検証シートのとおり。)</p> <p>3 検証に当たり考慮していただきたい背景及び「改革基本方針」の影響</p> <p>(1) 背景(暴力団事情) 暴力団対策の根幹は、警察による取締りと市民による暴力団の存在を許さない暴力追放運動が、車の両輪のように相まって連動することにより、暴力団を壊滅することにある。 長野県下の暴力団情勢は、ここ数年の間に劇的な変化を生じている。信州斉藤一家の総長が國粹会の会長となり、國粹会は山口組の直参で東京の住吉会と縄張りを巡っていつ対立抗争が発生してもおかしくない状況にあり、これが発生した場合には、住吉会による報復が長野県内で繰り広げられるおそれがある。また、長野県内で最大勢力を誇っていた近松組の消滅により、長野市内に8組織が入り込んで小競り合いが頻発している、など緊迫した状況になってきており、官民の暴力追放に向けた調和ある活動の必要性が高まっている。 (詳細は、別添1のとおり。)</p> <p>(2) 「改革基本方針」が及ぼしている影響 センターに対する「県関与の廃止」は、県による財政支援の段階的打ち切りを意味しているが、センターは基本財産が必ずしも潤沢でなく、財政的に極めて脆弱で、「改革基本方針」後の県補助金の縮小によって、事業活動に種々の弊害が生じている。 すなわち、補助金に代わる財源を賛助金に求め、その募集のための企業等への訪問件数が急増した。これに時間が割かれることにより、暴力団情勢に対応して増加している暴力相談についてきめ細かな継続的な指導等が困難となってきたり、需要が増加している不当要求防止責任者講習についても講習開催が追いつかない状況となっており、また、補助金の削減により平成17年度から暴力モニター活動が停止されたり、暴力情報ネットワーク事業が頓挫した等の影響が出ている。 (詳細は、別添2のとおり。)</p> <p>(3) 賛助会員募集活動への影響 県が補助金を廃止する一方で、市町村や企業等に賛助会加入を求めることについて、理解が得にくい状況となっている。 (詳細は、検証シートのとおり。)</p>		

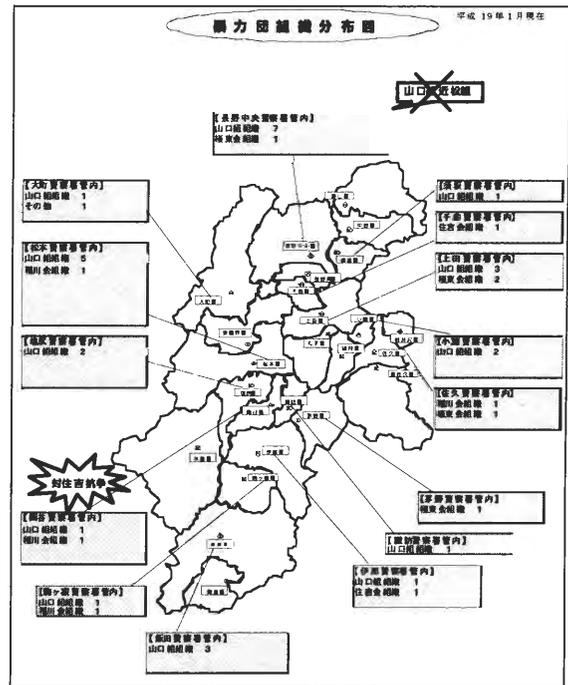
1 暴力団勢力



〔合計 40 組織、約 1,000 人〕

- * 総数は過去5年間で1,000～1,100人の間で推移。
- * 山口組が全体の4分の3(75.6%)を占める。(全国では47.5%)

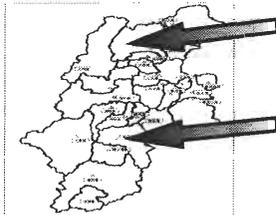
平成17年9月國粹会信州斉藤一家が山口組に吸収され、山口色が一層濃厚



一触即発状態

2 県内情勢

(1) 不安定要素が大



★【長野市】

長野市においては、山口組近松組なき後の利権を狙い8組織が入り込み、小競り合いが頻発!!

★【諏訪平・伊那方面】

平成17年9月、國粹会信州斉藤一家が山口組に吸収されて以降、縄張り拡大を図り小競り合いが頻発!!

(2) 暴力団事情

長野県下の暴力団情勢は、ここ数年の間に劇的な変化を生じている。國粹会信州斉藤一家の総長が國粹会の会長となり、國粹会は山口組の直参組織で、東京の住吉会と縄張りを巡っていつ対立抗争が発生してもおかしくない状況にあり、これが発生した場合には、住吉会による報復が長野県内で繰り広げられるおそれがある。

また、長野市内で最大勢力を誇っていた近松組の消滅により、長野市内に8組織が入り込んで小競り合いが頻発している、など緊迫した状況になってきており、官民の暴力追放に向けた調和ある活動の必要性が高まっている。

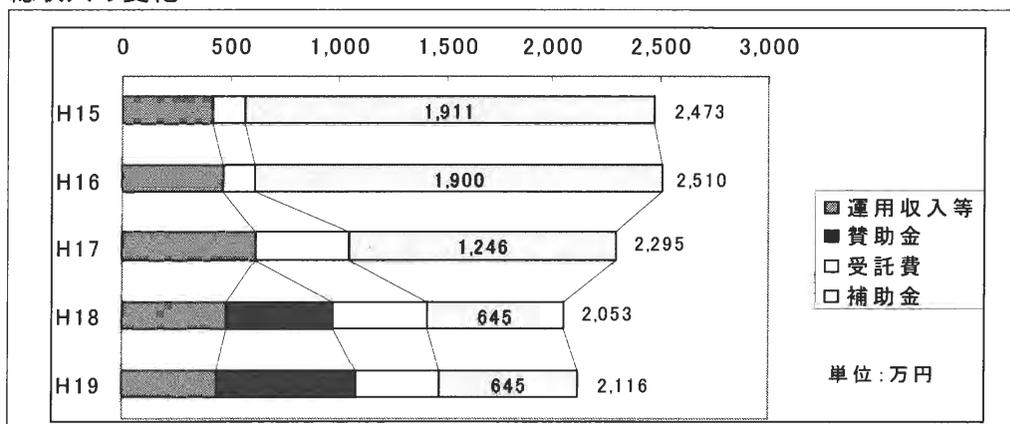
3 行政対象暴力の実態

行政対象暴力とは、暴力団、右翼、エセ同和等の反社会的勢力が、不正な利益を得る目的で、県や市町村の行政機関やその職員を対象に行う違法又は不当な行為をいう。

- ・ H17.12 市役所窓口において、ハサミや千枚通しを突き付けて生活保護支給を要求!! **逮捕**
- ・ H18. 2 市役所窓口において、治療費交付を要求して係員を殴打し負傷させる!! **逮捕**
- ・ H18.11 行政機関(4市、2町、1郵政)の職員347人を対象にアンケート調査を実施した結果、**67名(約20%)**が不当な要求を受けていた。

別添 2

第 1 総収入の変化



※ 平成 17 年度までは決算額、18 年度以降は予算額を表示

第 2 「県関与の廃止」(県補助金の縮小)による弊害

1 財務活動における企業等訪問数

	H14	H15	H16	H17	H18
訪問数	7	6	6	75	179

※ 平成 17 年度以降は、賛助金確保のための企業等訪問に時間を割かざるを得ず、本来の事業活動に影響を及ぼしている。

2 暴力相談受理件数

	H14	H15	H16	H17	H18
暴力相談	208	157	239	246	251

※ 暴力団情勢に対応して相談件数が増加しているが、企業等訪問に時間を割かれるため、きめ細かな継続的な指導等が困難になってきている。

3 不当要求防止責任者講習

	H14	H15	H16	H17	H18
受講要望件数	27	26	31	81	74
講習開催件数	27	26	31	71	60
受講者数	1,451	1,280	1,553	2,950	2,305

※ 企業や行政機関の危機意識高揚により、不当要求防止責任者講習の受講希望が増加しているが、受講要望どおりには実施できていない。

4 暴力モニター活動の停止

	H14	H15	H16	H17	H18
申報数	37	74	36	6	0

※ 地域の暴力監視事業の一環として、OB をモニターとして委嘱した。

※ 平成 17 年度よりモニター予算が削除された。

5 暴力情報ネットワーク事業の頓挫

平成 15 年度に暴追センターのホームページを開設、17 年度には賛助会員専用のホームページを開設し、19 年度には情報集約・発信ネットワーク業務に専従する要員を確保して、充実したサービスを展開する予定であったが頓挫した。